

一斉試験に関する諸注意

試験を受けるにあたって学生手帳 64～67 ページに目を通しておくこと

※授業の出席回数が足りない場合は、受験をしても単位が認定されません。

(F該当者は、追・再試験該当者と同様に2月24・25日(1回生:郵送、2回生:掲示))

※同じ科目名でも、担当者により試験日・教室等が異なります。

間違って受験した場合、単位が認定されないこともありますので、注意してください。

(1) 欠席連絡

- **当日、試験を受験できなくなった場合は、当該試験の開始時刻までに教務部**
(Tel:078-940-1154)に電話して指示を受けてください。
- 次に該当する場合で、当該試験日を含めて3日以内(土日は含まない)に教務部に公的証明書が提出されたときは追試験となります。ただし、授業への出席回数が不足している場合は追試験の該当にはなりません。(学生手帳 P. 66、67 で確認してください)
 - ・ 病気
 - ・ 電車の不通
 - ・ 忌引
- 放送大学・就職試験・保育士資格試験・教員採用試験のため定期試験を受験できない場合は、追試験の対象になりますが、試験前日までに手続きが必要です。
- 欠席については、みなさんから直接先生に連絡をする必要はありません。
教務部から先生に連絡をします。

(2) 学生証

- 学生証がなければ受験できません。(試験までに確認すること)
- 学生証を机の上に置き、受験してください。
- 学生証がない場合は、100 円の証紙(学生ホールの証紙券売機で購入する)を学生ホール事務室へ持参して『受験許可証』の発行を申し出てください。

(3) 受験上の注意

- 机の上に置けるものは、学生証(または受験許可証)、鉛筆、消しゴムおよび持込みを許可されたものに限り、その他のものは各自の足元に置いてください(下敷き・筆箱・携帯電話等の使用は禁止)。携帯電話等の電源を切ってください。
- 持込みを許可されたものには自分の氏名を書いてください。
- 座席指定の試験場以外は、横に最低一人分の間隔をあけて着席してください。

試験(論文・作品等の提出も含む)に際して不正行為があった場合は、その年度の当該科目が0点となり、単位も認定されず懲戒処分を受けます。不正行為のないよう良識をもって受験してください。

(4) 警報が発令された場合の試験の措置

試験ならびに追・再試験期間中に、兵庫県南部(阪神)に、暴風警報が発令された場合は、試験を下記のとおりとします。

午前7時までに解除されたとき	1時限目より試験を実施します	→	1・2時限目の試験は後日実施します
午前11時までに解除されたとき	3時限目より試験を実施します		
午前11時までに解除されないとき	当日の試験はありません		

後日実施する試験の時間割については、当該日の翌朝掲示しますので、必ず確認してください。電話での問い合わせには応じません。

● 一斉試験期間に行う試験

試験時間区分…下表入室完了時刻までに指定された教室に入室してください。

時 限	入室完了	諸注意・問題配布	試験時間	回収時間
1	9:20	9:20～9:30	9:30～10:30	10:30～10:40
2	11:00	11:00～11:10	11:10～12:10	12:10～12:20
3	13:20	13:20～13:30	13:30～14:30	14:30～14:40
4	15:00	15:00～15:10	15:10～16:10	16:10～16:20
5	16:40	16:40～16:50	16:50～17:50	17:50～18:00

- 遅刻は、試験開始後15分までは認められますが、それ以後の入室はできません。15分以上遅刻した場合は教務課へ来てください。
- 試験開始後20分を経過すれば退出できます。ただし、試験終了5分前からは退出できません。また、いったん退出すると再入室できません。

2014年1月8日 教務部